

## 厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、振り込め詐欺等の被害を防止する機器（以下「電話機等」という。）を購入した市民に対し、予算の範囲内において厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和 45 年厚木市規則第 5 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「振り込め詐欺等」とは、面識のない不特定の者に対し、電話を用いて、預貯金口座への振込み又は現金等（キャッシュカードを含む。）を交付させる等の詐欺をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次条に規定する電話機等を購入した世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯の代表者とする。ただし、既に補助金の交付を受けた世帯は、対象としない。

(1) 65 歳以上の者（市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者に限る。）

が属する世帯であって、当該居住地において電話機等を設置し、及び利用する世帯

(2) 市区町村税に滞納がない世帯であって、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める世帯

ア 本市から課税されている場合 市税の納付状況について、関係部署に照会することに同意する世帯又は本市が発行する市税納税証明書、非課税証明書その他の書類で、市税に滞納がないことを証明できる世帯

イ 他市区町村から課税されている場合 当該市区町村が発行する市税等納税証明書、非課税証明書その他の書類で、市区町村税に滞納がないことを証明できる世帯

(3) 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）に規定する暴力団員等が属さない世帯

(4) 警察の捜査のため、振り込め詐欺等に係る通話の音声情報を提供することに同意する世帯

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当する電話機等本体の購入費用とし、1 世帯当たり 1 台を上限とする。

(1) 電話機（固定電話機に限る。以下同じ。）の呼出音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有するもの

(2) 当該電話機の電話回線に接続する機器で、前号に掲げる機能を有するもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 6,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、厚木市振り込み詐欺等防止装置購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 電話機等の購入に係る領収書の写し

(2) 第4条に規定する内容が確認できる取扱説明書の写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、厚木市振り込み詐欺等防止装置購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、厚木市振り込み詐欺等防止装置購入費補助金審査結果通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 申請者は、前条第1項に規定する通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとする場合は、請求書（第4号様式）を補助金の交付決定を受けた日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、厚木市振り込み詐欺等防止装置購入費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産を取得した日から6年を経過した場合は、この限りでない。

(利用状況等の調査)

第11条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対して、電話機等の利用状況等について調査することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する補助対象経費は、申請者がこの要綱の施行の日以後に購入した電話機等を対象とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付要綱の規定は、令和6年3月1日以後に購入された電話機等に係る申請について適用し、同日前に購入された電話機等に係る申請については、なお従前の例による。

第1号様式（第6条関係）

厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付申請書		
(宛先) 厚木市長		年 月 日
		申請者（世帯の代表者）
		住 所
		フリガナ
		氏 名 <span style="float: right;">⑨</span>
		生年月日 年 月 日生
		性 別 男 ・ 女
		連絡先電話番号
厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。		
1 事業の名称	厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金	
2 補助対象者 (65歳以上の者)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 生年月日 年 月 日生
3 購入機器	製造・販売会社名	
	型式	
4 交付申請額	購入金額	円
5 添付書類	(1) 領収書の写し 販売店名、購入日、購入金額、型式が明示されているもの (2) 購入機器の取扱説明書の写し 呼出音が鳴る前に、自動で音声録音をする旨の警告メッセージを流した後に、通話内容を録音する機能が明記されている箇所 (3) 他市区町村から課税されている場合は、当該市区町村税に滞納がないことが分かる書類	
6 同意事項	(1) 審査に当たり、市が申請者本人を含む同一世帯の者の住民基本台帳を閲覧し、及び厚木市が課税した市税の納付状況を確認すること並びに厚木市暴力団排除条例に基づく暴力団等でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。なお、このことについて、同一世帯の者には、別紙のとおり同意を得ております。 (2) 警察の捜査のため、振り込め詐欺等に係る通話の音声情報を提供することに同意します。	

※ 申請者が自署する場合は、押印不要です。

※ 補助対象者欄 申請者と同じ場合は、をとしてください。

※ 世帯の全員に対して、本市が課税した市税の納付状況を確認することについて承諾いただけない場合は、市税に滞納がないことが分かる書類を添付してください。

別紙（第1号様式関係）

## 同意書

年 月 日

私は、厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金の交付に関する要件の審査に当たり、住民基本台帳の閲覧し、及び厚木市が課税した市税の納付状況を確認すること並びに厚木市暴力団排除条例に基づく暴力団等でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

住所	氏名	性別	生年月日	印

※ 申請者以外の世帯全員（児童・生徒を除く。）が対象です。

※ 同意者が自署する場合は、押印不要です。

第2号様式（第7条関係）

厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長（氏名） 印

年 月 日付けで申請があった厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額	円
2 交付条件	<p>(1) 不正な手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定が取り消され、既に交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。</p> <p>(2) この補助金は、振り込め詐欺等防止装置購入費を補助するために交付するものであり、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産を取得した日から、6年を経過した場合は、この限りでないこと。</p> <p>(3) 市長が利用状況について、調査をした場合は、それに応じ、資料の提出を求めたときは、関係書類を提出すること。</p>

第3号様式 (第7条関係)

厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金審査結果通知書

年 月 日

様

厚木市長 (氏名) 印

年 月 日付けで申請があった厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金の交付については、厳正なる審査の結果、次の理由により不交付としましたので通知します。

不交付の理由

第4号様式 (第8条関係)

請 求 書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

請求者 千

住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求金額	¥		0	0円
------	---	--	---	----

振込先	金融機関			店 名					
		銀行・信用組合 農協・信用金庫 労働金庫			本店	支店・支所 出張所			
預金 種別	普通・当座 その他	口座番号							
フリガナ									
名義人									

- ※ 請求者が自署する場合は、押印不要です。
- ※ 振込先名義人が、申請者本人の口座でない場合は、委任状が必要です。
- ※ 口座番号確認のため、連絡を差し上げる場合がありますので、電話番号は必ず、記入してください。

厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

厚木市長 （氏名） 印

年 月 日付けで通知しました厚木市振り込め詐欺等防止装置購入費補助金の交付決定について、次の理由により交付決定を取り消しますので通知します。

取消しの理由